

# 地下水マネジメント推進プラットフォーム

内閣官房水循環政策本部は、水循環基本法、水循環基本計画に基づき、地下水マネジメントに取り組む地方公共団体を一元的に支援するため、

令和5年3月10日（金）から

「地下水マネジメント推進プラットフォーム」の活動として、以下の取組を開始します。

なお、取組の項目・内容等は適宜見直し、充実させてまいります。

## 相談窓口の設置

地下水の課題を抱える地方公共団体からの相談窓口を設置し、関係省庁、先進自治体等の幅広い知見等を紹介する。

## ポータルサイトによる情報提供

地下水の課題を抱える地方公共団体等が課題解決に向けての情報を一元的に得ることができるポータルサイトを設置する。掲載する主な情報は、地下水に関する基礎的な情報、代表的な地下水益の概況、条例策定状況（検索・閲覧）、地下水データベースの紹介等。

## アドバイザーの派遣

水循環アドバイザーの制度を活用し、地方公共団体等の課題に応じたアドバイザーの紹介、派遣を行う。

## ガイドライン等に関する情報提供、内容の充実

「地下水マネジメントの手順書」をはじめ、関係省庁がとりまとめた地下水に関するガイドライン等を紹介するとともに、地下水マネジメント推進プラットフォームの活動を通じて得た知見を活用して内容の充実を図っていく。

## 地下水マネジメント研究会

地下水マネジメントに取り組む地方公共団体が、課題の解決の方向性を見いだすことを支援するため、地下水に関する基礎的な知識を提供するとともに、多くの地方公共団体に共通する課題について、先進的な取組を進めている地方公共団体の経験、ノウハウや、大学、研究機関、企業、NPOなど地下水に関わる多様な主体の知見等を提供し、意見交換を行う研究会を開催する（別紙2）。